

平成28年度 第6回吹田市建築審査会議事録

開催日時 平成28年12月20日(火) 午前10時00分

開催場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

出席委員 大砂会長 志摩会長代理 江川委員 井川委員 稲田委員

建築審査会次第

1 吹田市挨拶

2 議案審議

議案第8号

議案第9号

3 報告事項

4 その他

会長 定刻になりましたので会議を開催いたします。本日の議事録の署名は、江川委員、井川委員にお願いいたします。

会長 事務局より第8号議案の説明をお願いします。

事務局

第8号議案説明

申請者 ○○○○

申請地 ○○○○

予定建築物 一戸建ての住宅

該当適用条文 建築基準法第43条第1項ただし書き

会長 ただ今の事務局の説明についてのご質問、ご意見ございますか。

委員 43条ただし書きを適用する空地の所有はどうなっていますか。

事務局 申請地南側にある駐車場の所有者のものであり、今回の申請に伴う空地使用について同意されております。

委員 この空地の端から伸びる申請地の専用通路部分は、今回の計画にあたり申請者が駐車場の所有者から購入されたのですか。

事務局 以前から申請者の所有です。今回の計画に当たり土地の筆界確定をされています。

委員 専用通路の部分も43条ただし書きを適用する空地にはならないのですか。

事務局 申請者の所有地ということで、敷地設定を認めております。

委員 消火栓までの距離はどれぐらいですか。

事務局 40m程度ありますが、消火活動には※輻車等の使用もできるので、支障はないと考えています。

※輻車(らくしゃ)とは、消防のホースを積んだ荷車のことをいい、ホースカ

一ともいいます。

- 委員 申請地南側の駐車場とは高低差があるのですか。
- 事務局 空地と駐車場はほぼフラットなのですが、申請地は専用通路に入っていくあたりから上りとなっていくため、駐車場よりも70cm程高くなっています。ただし、当該駐車場がオープンスペースであるため、消火活動における寄り付きはしやすいかと思います。なお、過去からこの駐車場に建築物はなく、平成10年に建築確認は下りていますが、建築はされず、数十年来駐車場として使用されています。
- 委員 今回の計画は建て替えなのですか。
- 事務局 昭和53年築の住宅の建て替えです。
- 委員 この空地を使っているのは駐車場の対側の住宅と申請地の2軒なのですか。
- 事務局 そうです。
- 委員 申請地は昭和53年築ということは、43条の許可制度ができる前に建築主事の判断で建築されたということですか。
- 事務局 そうです。
- 会長 その他ご質問、ご意見ございませんか。同意することについて異議ございませんか。ないようですので同意することといたします。
- 会長 事務局より第9号議案の説明をお願いします。
- 事務局

第9号議案説明

申請者	〇〇〇〇
申請地	〇〇〇〇
予定建築物	一戸建ての住宅
該当適用条文	建築基準法第43条第1項ただし書き

- 会長 ただ今の事務局の説明についてのご質問、ご意見ございますか。
- 委員 43条ただし書きを適用する空地の所有はどうなっていますか。
- 事務局 各敷地の持ち出しの所有となっております。
- 委員 空地の通行権は認められているのでしょうか。
- 事務局 今回の43条ただし書きの適用にあたりましては、昭和30年代の地形図や給水引き込みの申込書から、昭和45年6月20日時点での立ち並びがあると判断し、同意書は求めておりません。
- 委員 申請地周辺の建物も同様の条件で建て替えられるのでしょうか。
- 事務局 申請地の対側は、平成16年に43条ただし書き許可を得て建て替えられています。43条ただし書き許可を得ているのはこの1軒のみです。他に最近では、空地の間口、西側の2項道路に接する北側の敷地は、平成6年に建て替えられています。申請地西側の敷地は昭和56年、他は昭和36年頃の建築になります。
- 会長 その他ご質問、ご意見ございませんか。同意することについて異議ございませんか。

んか。ないようですので同意することといたします。
それでは事務局より報告事項をお願いします。

事務局

報告事項 法第43条第1項ただし書き許可 5件

会長

ただ今の報告事項について、ご質問、ご意見はございませんか。ないようですので、報告は以上とします。

それでは、事務局よりその他連絡事項があればお願いします。

事務局

次回は1月31日（火）午前10時から特別会議室で開催を予定しています。

会長

それでは以上をもちまして第6回建築審査会を終了いたします。本日はありがとうございました。